

## 第2部会意見の集約(6月26日分+7月3日分)

大分類	中分類	ポイント	意見	備考		
議会	基本的な事項		議会基本条例の制定 二元代表制という基本を重視 首長(市長)との競争と緊張関係を保ちつつ地方公共団体として意思を決定する			
		役割	市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする			
			市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関である			
		責務	積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献する 議会は住民の代表機関としての意思決定に責任を持つ 議会の設置は憲法に定められており論議の対象外			
			開かれた議会			
	情報公開	責務	議会及び議員活動に関する情報について市民に説明するように努める			
			情報公開と積極的な情報提供 説明責任(活動状況を市民に報告) わかりやすい議会運営 議会の傍聴をしやすくして欲しい 議員一人ひとりの市民に対する公聴会を毎月1度位開く 市民に判り易い情報の提供 議員活動報告(全員が同じ程度に) 議会の情報を公開(委員会、議会の情報を公開する義務がある) 資産公開(議員は市民の代表であるのでどういった生活状況を公開) 会議を公開し、情報を提供し、説明責任を果たす	追加		
			地方議会はその活動を通じて様々な情報を収集しているが、これらの情報は住民が行政に参加し監視して行く上で公開される事が必要	追加		
		市民参加		市民が参加しやすい議会 議会への市民参加を図る(傍聴しやすい日程、傍聴者の委員会での発言)	追加	
			議会機能等		自由な討議のできる議会 議会の機能を補強する制度・システムの構築 総合性/市全体を視野に入れる 議員の定数を減らして一人ひとりの動きがみ易い様に 定員削減 議会の定数は市民の意見を聞いて定める 多選禁止 立法機関としての政策立案機能を高める 地域社会における多種多様な争点を政治課題に乗せ、政策としての優先順位を住民に示す 歳費圧縮 請願及び陳情は議会ですら調査・討論、審議を行うようにする	追加 削除
				出前議会 平日以外の議会開催	追加 追加	
		議員			議員として、いかなる不正や疑惑に与することなく公正な立場を堅持すること	
				代表性	市民全員代表としての心構え 市のあり方、あるべき方向へ積極的な政策提言を行う 初志一貫(公約を守れ)	
				責務	議員は市民の信託にこたえることを第一の責務とし、その土台となる市民要求や実生活の把握に努めること	
				責務	議員は市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策能力を高め、常に公益の実現に努める	
	責務			議会の議員はその職務として地域住民が求める事業について市民と協働で解決する事を義務と考え、政策起案指導力を高める努力をする		
	責務			議会の議員は地域住民の求める事案について市民と協働して解決する事を最優先に考え、政策起案能力を高める努力を行う	追加	
				議員として行政運営を評価する(行政と議員の関係、癒着のない立場) 議員とは?の再点検(自ら)	追加 追加	

## 第2部会意見の集約(6月26日分+7月3日分)

大分類	中分類	ポイント	意見	備考
市長	代表制と 責務	代表性	市長の権限・立場を市民の代表とする(トップダウンまたはボトムアップとして)	
		責務	市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治を実現するため公正かつ誠実に市政運営にあたらなければならない	
			市長には市民の信託に応えることを責務とし、実施状況の公開も併せて行う努力を求める	
			市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行にあたり、常に市民福祉の向上に努める	
			自治基本条例を遵守	
			行政の長としての市長の行政組織へのリーダーシップのとり方	
			執行機関をとりまとめる責任者としての義務	
		権限と責務	団体自治・市民自治の確立	
			市のイメージは市長の顔でなく、市民の暮らしの実状にあると認識した	
			市長の立場での行政専門職としての職員の能力活用	
		責務	市長の決定は多様で正確な資料に基づいて民主的な論議を経ること	
			市長は執行権の長で、地方公共団体を代表する広範な権限を持ち、議会や行政の監視を十分に受け、公正で透明性の高い運営をしなければならない	追加
			市長のマニフェストの実現に努め、変更するときは市民に対し説明責任を果たす	追加
	市長は与えられた権限を活用し、市民のために公正な政策を行うため最大限の努力を行う		追加	
	憲法、法令、条例・規則及び国が批准した国際規約を守る義務を負い、社会的責任を果たす		追加	
	水と緑の太陽の住みやすい町を守り、育てる責務を負う		追加	
	執行機関の長としての責任から、行政運営を確認できるものとする(サービス、広報等を審査)		追加	
	議会に対して説明責任を果たし、市民自治の確立を図る		追加	
	地方自治法にも明記されている住民の安全・福祉は市長の責務にかかわるとともに政治姿勢となる		追加	
	情報公開			市民への説明責任(常時、市の考えを公開する)
		市民の声を聴く(広聴)責任義務と回答する義務(情報公開)		
		市長と住民との直接対話		
		市民意見の積極的な把握と反映に努める		
市民の為の公聴会(毎月1度位)を開催して市民の意見を積極的に拾い上げる				
開かれた市政を追求				
市職員組合との話し合い結果の公表		追加		
	市長の考え(政策)が評価される(項目ごとに市民から審査を受ける)	追加		
	多選禁止	削除		

## 第2部会意見の集約(6月26日分+7月3日分)

大分類	中分類	ポイント	意見	備考	
執行機関			執行機関の民主的な運営の確立		
			市会計の透明性化		
			市役所職員の適正配置		
			行政委員会、行政特別職の公選・公募化		
			緊急連絡体制の整備		
			行政と市民共同のオンブズ機構		
			人材を育成し、政策能力を高める		
			広報・広聴等	広報・広聴・苦情処理の(仕組みの)再構築	
			情報公開	情報公開制度は住民の参政権を効果的に行使していく上で不可欠のものであり、住民の知る権利を実質的に保障するものであり、行政側の説明責任(アカウンタビリティ)は住民の権利義務救済につながる	追加
				行政運営過程での透明性を高め、行政との信頼関係を構築していく事が重要であり、その中で民主的な行政を実現するため、情報公開制度が果たす役割はきわめて大きい	追加
		市の執行機関は政策の立案、実施、評価の各過程において説明責任を果たす	追加		
		病院・水道・斎場等の特別会計の洗い直し	追加		
		行政機構を監視できる組織	追加		
	行政組織	行政組織の見直しとスリム化	追加		
参加と協働	市の執行機関は多様な方法で市民参加と協働の場を設定する	追加			